

北上川水系(北上川上流)流域治水宣言

北上川上流域の土地利用状況、近年の気候変動や社会動向の変化を直ちに止めることは困難であり、このまま進むとなれば、水害リスクは、ますます増大することが予見されることから、堤防やダム等の施設能力を超える水災害が発生することを前提に、あらゆる関係者が社会全体で水災害に備える「流域治水」を進める必要がある。

流域治水の取組にあたっては、北上川上流域の特性に応じて、日頃から流域内の地域住民、企業、流域15市町、県、国の機関などが水災害に関するリスク情報を共有し、防災・減災に努めるとともに、水災害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限とするためのあらゆる対策を、できるところから速やかに実施していくことが肝要であることから、以下の5つを基本方針として取り組むことを宣言する。

- 1 上下流、左右岸など他の地域の状況をよく知り、いざという時に助け合うことができるよう、日頃から顔の見える協力体制を構築する。
- 2 基本的な治水対策施設の整備を計画的に進めるとともに、整備状況に応じ、水害リスク情報等に変更があった場合には、速やかに住民及び関係機関に情報提供を行う。
- 3 北上川上流域の土地利用状況の特性を踏まえ、森林の整備・保全、治山・流木・土砂災害対策や水田等の農地・農業水利施設を活用した流出抑制対策を行う。
- 4 洪水浸水想定区域内においては、水害リスク情報を踏まえ、居住誘導や開発規制など、まちづくり、住まい方の工夫により被害軽減対策を行う。
- 5 確実な避難体制の構築のため、各地域の避難所等の再点検を行う。また、必要に応じて広域避難の連携体制を確保するため、地域にも協力を要請する。
更に、逃げ遅れゼロを実現するため、地域住民に対し自らの地域の水害リスクについて気候変動も踏まえた情報を提供し、より安全な行動が図られるよう積極的な防災活動への参加や助け合いながら命を守る避難行動を促す。

令和 3年 3月 30日

北上川水系(北上川上流)流域治水協議会

北上川水系(北上川上流)流域治水宣言に係る背景

近年、日本各地で毎年のようにこれまで経験したことの無いような豪雨により、深刻な水災害が発生している。中でも令和元年東日本台風では、全国の142箇所で堤防が決壊し、甚大な被害が発生している。

北上川上流域では、平成14年7月洪水において狐禪寺地点で戦後第3位となる水位を記録し、平成19年9月洪水においては、明治橋上流で戦後最大となる208mm(流域平均2日雨量)を記録した。また、平成25年8月、同年9月には、御所ダムと四十四田ダムで既往最大の流入量を記録するなどの洪水が発生しているとともに、今後、さらに気候変動による自然災害の激甚化や頻発化が懸念されている。

北上川は、東北一を誇る流域面積と幹川流路延長を有し、流域の79%が森林等(岩手県82%、宮城県69%)、17%が水田や畠地等の農地(岩手県15%、宮城県25%)と自然豊かな土地利用であり、宅地等の市街地は3%程度である。

しかしながら、岩手県内の人口の約75%が北上川流域に居住しており、その流域内人口の約30%が洪水浸水想定区域内に集中しているのが現状である。

また、気象庁の観測では、全国の1時間降水量50mm以上の発生回数を直近の10年間と約30年前の10年間で比較すると約1.4倍となっている。一方、岩手県内においては、約30年前と比較すると約3.2倍であり、全国平均よりも発生頻度が著しく高まっており、気候変動による影響は確実に顕在化している。

加えて、人口減少や少子高齢化の進行により、地域社会は大きく変化している。例えば、町内会などの自主防災組織の弱体化による高齢者の避難支援などへの影響や、水防団員の減少による地域防災力の低下が危惧されている。